

黒潮町立佐賀児童館指定管理者公募要領

- 1 黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例（平成18年黒潮町条例第125号）第8条の規定に基づき、黒潮町立佐賀児童館の指定管理者を公募する。
- 2 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 黒潮町立佐賀児童館
 - (2) 所在地 黒潮町佐賀2995番地40
- 3 指定管理者が行う業務
児童館の運営
 - (1) 児童の健全な保育及び健康の増進に関すること
 - (2) 児童の学習指導に関すること
 - (3) 図書学習に関すること
 - (4) 子ども会、保護者会等の地域組織活動の育成に関すること
 - (5) その他目的達成に必要な事業に関すること
- 4 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 5 応募資格
黒潮町内の法人その他の団体
- 6 提出書類
指定管理者としての指定を受けようとする団体は、指定申請書と次に掲げる書類を添付して、申請期間内に提出すること
 - (1) 事業計画書
 - (2) 定款及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - (3) 当該団体等の組織及び経営状況を説明する書類
- 7 指定管理者の選定の基準については、次のとおりとする。
 - (1) 黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例、同施行規則に沿った運営、管理がなされるもの
 - (2) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるもの
 - (3) 公の施設の効用を最大限に、発揮できるもの
 - (4) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者を2人以上置くこと

8 審査結果の通知

審査結果は、応募書類を提出した団体に対して速やかに通知する。

9 指定管理者の候補決定と指定

指定管理者の候補は、選定委員会を経て決定し、議会の議決により指定管理者として指定する。

10 指定申請書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

平成30年1月9日(火) 午前8時30分から

平成30年1月31日(水) 午後5時15分まで(必着)

(2) 提出先

住 所 〒789-1724

高知県幡多郡黒潮町佐賀2995番地40

黒潮町立佐賀町民館

佐賀町民館係 0880-55-2108 (直通)